

18総用送第243号  
平成30年10月23日

江戸川区公共調達審査会  
会長 大澤 成美 殿

江戸川区長 多田 正見



## 諮 問 書

社会的要請型総合評価一般競争入札の参加資格について、江戸川区公共調達基本条例第16条第3項の規定により諮問します。

### 記

諮問案件	江戸川区立瑞江第三中学校改築工事における入札参加資格
別紙のとおり、江戸川区立瑞江第三中学校改築工事における入札参加資格をそれぞれ定めることについて意見を聴取します。	

#### 【参考：江戸川区公共調達基本条例】

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の契約者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、社会的要請型総合評価一般競争入札において、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。
- 3 区長は、前項の規定により資格を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。

## 5. 入札参加資格

次の要件に該当する単独企業又は建設共同企業体とします。

項目	詳細		
(1)地方自治法施行令	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定による欠格条項に該当しないこと。		
(2)建設業許可	単独企業又は建設共同企業体の全構成員が「建築工事業」の特定建設業許可を受けていること。		
(3)技術者の配置	単独企業の場合には、本工事に専任の監理技術者を配置できること。建設共同企業体の場合には、第 1 順位者が本工事に専任の監理技術者を配置でき、第 2・第 3 順位者が本工事に専任の監理技術者又は専任の主任技術者をそれぞれ配置できること。		
(4)工事成績	入札公告日から過去 2 年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において 60 点未満の評定を受けていないこと。		
(5)指名停止	江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。		
(6)経営状況	経営不振の状態にないこと。(財務諸表等により財務状態を確認します)		
(7)業者登録	単独企業又は建設共同企業体の全構成員が、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格において、申請先自治体として「江戸川区」を登録している者のうち、「建築工事」を申込業種として登録していること。		
(8)参加形態	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 平成 29・30 年度江戸川区建築工事格付(以下「区建築格付」という。) A の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 2 者共に区建築格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区建築格付 A の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区建築格付 B 以上の者であること。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 平成 30 年度東京都建築工事格付等級順位(以下「都建築格付」という。) A の上位 100 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都建築格付 A の上位 100 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区建築格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都建築格付 A の上位 100 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区建築格付 B 以上の者であること。</p> </td> </tr> </table>	<p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 平成 29・30 年度江戸川区建築工事格付(以下「区建築格付」という。) A の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 2 者共に区建築格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区建築格付 A の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区建築格付 B 以上の者であること。</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 平成 30 年度東京都建築工事格付等級順位(以下「都建築格付」という。) A の上位 100 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都建築格付 A の上位 100 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区建築格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都建築格付 A の上位 100 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区建築格付 B 以上の者であること。</p>
<p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 平成 29・30 年度江戸川区建築工事格付(以下「区建築格付」という。) A の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 2 者共に区建築格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区建築格付 A の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区建築格付 B 以上の者であること。</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 平成 30 年度東京都建築工事格付等級順位(以下「都建築格付」という。) A の上位 100 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都建築格付 A の上位 100 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区建築格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都建築格付 A の上位 100 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区建築格付 B 以上の者であること。</p>		

項目	詳細	
	<p>建設共同企業体における出資比率 第1順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上(ただし、区 建築格付Bの場合は20%)とす ること。</p> <p>第3順位者 20%以上(ただし、区建築格付Bの 場合は20%)とすること。</p>	<p>建設共同企業体における出資比率 第1順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上(ただし、区 建築格付Bの場合は20%)とす ること。</p> <p>第3順位者 20%以上(ただし、区建築格付Bの 場合は20%)とすること。</p>
(9)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の遵守状況	入札公告日から過去2年間に独占禁止法による処分を受けていないこと。	
(10)下請代金支払遅延等防止法の遵守状況	入札公告日から過去2年間に下請法に基づく勧告歴がないこと。	
(11)建設業法の遵守状況	入札公告日から過去2年間に建設業法に基づく指示又は営業停止処分歴がないこと。	
(12)労働基準法等の遵守状況	入札公告日から過去2年間に労働基準法、労働安全衛生法等による罰則の適用がないこと。	
(13)暴力団等排除措置	江戸川区暴力団等排除措置要綱による排除措置等を受けていないこと。	

ただし、その者が本入札に参加する他の単独企業又は建設共同企業体の構成員でないこと。

平成30年10月23日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達審査会

会長 大澤 成美



## 答 申 書

平成30年10月23日付け、18総用送第243号で諮問のあった江戸川区立瑞江第三中学校改築工事における入札参加資格について、江戸川区公共調達基本条例第20条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

### 記

諮問のあった 案 件 名	江戸川区立瑞江第三中学校改築工事における入札参加資格
審議結果・ 答申内容	江戸川区立瑞江第三中学校改築工事における入札参加資格の設定は、適切であると認めます。